

不適正な大量請求に対する取扱い要綱

最終改正 令和5年4月1日

1 趣旨

この要綱は、業務の停滞を図る等請求に明白な害意が認められるような場合など、不適正な大量請求がなされた場合の取扱いについて定めることとする。

2 取扱い

(1) 害意ある大量請求

ア 実施機関の事務遂行能力を減殺させることを目的としたり、特定の個人を誹謗、威圧し、又は攻撃することを目的とするなど、明らかな害意が認められる場合は、請求の取下げを要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、権利濫用として、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

(2) 請求対象文書が特定されない大量請求

ア 「〇〇課（所）の書類全部」というように、請求対象が特定されない大量請求の場合は、条例第9条第2項に基づき相当の期間を定めて、その補正を求める。

イ 請求者が補正に応じない場合は、当該請求は要件を欠く請求として、条例第10条第1項に基づき、公開を拒否するものとする。

(3) 超大量請求

ア 請求された対象文書は特定されているものの、その量が膨大で、担当者がその担当業務を遂行しながら、すべての行政文書について諾否の決定をするには、おおむね1年以上の期間を必要とするような場合は、請求書を受領する前に当該請求をしなければならぬ必要性を確認するとともに、事務執行上の支障を説明し、抽出請求や分割請求など適切な請求にしてもらうよう要請する。

イ 請求者が要請に応じない場合は、相当の部分を60日以内に諾否決定し、残りの部分は条例で予定している請求権の行使の範囲を超える請求として、条例第10条第1項に基づき公開を拒否するものとする。この場合は、請求があった日から15日以内に別記様式により請求者に通知する。

ウ なお、「1年」の期間は一応の目安であり、残余部分が少しの場合など特段の事情があるときは、拒否することなく対応するものとする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

開示請求における権利の濫用についてのガイドライン

3 生広情第 827 号

令和 4 年 4 月 1 日

1 制定の趣旨

(1) 東京都は、これまで、都政の透明性を一層高めるため、情報公開制度の改革に取り組み、I C Tを活用した情報提供・公表の拡充を図るなど、都民の利便性の向上に努めてきたところである。

また、東京都情報公開条例（平成 11 年東京都条例第 5 号。以下「条例」という。）では、第 5 条で、何人も公文書の開示を請求できることを定め、都政への都民等の参加を推進し、第 4 条で、公文書の開示を請求しようとする者（以下「開示請求者」という。）の責務を定め、公正で透明な行政の推進と都民参加の促進という条例の目的を踏まえ、公文書開示制度の適正な利用に努めなければならないとしている。

(2) これまでに出された東京都情報公開審査会の答申（以下「審査会答申」という。）では、真に公文書の開示を求める目的で行っていない開示請求や実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とするものと捉えざるを得ない繰り返しの開示請求については、公正で透明な都政の実現を図る情報公開制度の健全な運営を阻害し、行政事務の停滞をもたらし、都民一般に対して有する情報公開制度の利益を損なうことに鑑み、条例第 4 条の趣旨を逸脱したものと認めざるを得ず、当該開示請求はいずれも権利の濫用であると解して請求を却下すべきである旨の判断がなされている。

(3) この審査会答申の趣旨を踏まえ、権利の濫用であると解される開示請求があった場合について、実施機関における取扱いを明確にし、条例に基づく公文書開示制度の適正な運用を推進するため、本ガイドラインを定めるものである。

2 基本指針**(1) 適正な開示事務について**

ア 情報公開制度は、公正で透明な行政を推進し、都民による都政への参加を進めるのに資することを目的として創設されたものであり、この制度を健全に機能させていくためには、都民の協力が不可欠である。

また、開示請求者は、一般に行政事務に通じていないことから、開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項を的確に記載することは困難である場合が多いと認められる。そのため、実施機関は、公文書を特定するために必要な情報を積極的に提供するなど、東京都情報公開条例の施

行について（通達）（平成 11 年 12 月 20 日付 11 政都情第 366 号。以下「通達」という。）及び東京都情報公開事務取扱要綱（平成 11 年 12 月 27 日付 11 政都情第 389 号。以下「事務取扱要綱」という。）に基づく適正な開示事務を確実に推進していかなければならない。

イ 実施機関は、不適正な請求をしようとするものがある場合には、条例第 4 条及び通達第 4 条関係第 2 に基づき、そのものに対して、適正な請求をするよう要請するものとする。

（2）権利の濫用について

ア 権利の濫用とは、一般的に、形式上、権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果とに照らしてみると、その権利本来の目的内容を逸脱するために正当な権利の行使として認めることができないと判断される行為をいうとされている。

また、通達では、著しく不適正な請求及び使用については、権利濫用の一般法理により対処すると定められている。

イ 開示請求者が行う開示請求が、権利の濫用に当たるか否かについては、当該開示請求の内容、態様、開示請求に応じた場合の実施機関の業務への支障及び都民一般の被る不利益等の事情を総合的に勘案し、社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであるのか否かについて、個別の事案ごと、慎重に判断するものとする。

なお、本ガイドラインの運用に当たっては、行政文書への開示請求権の行使を妨げることをしないよう十分に注意し、安易に、開示請求を拒否する決定（以下「却下」という。）は厳に慎まなければならない。

ウ 本ガイドラインについては、都における今後の請求事例及び判例等の動向を検証しながら、随時、見直しを行っていくものとする。

3 権利の濫用と解される開示請求が行われた場合の取扱い

別紙「権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例」（以下「別紙請求事例」という。）は、これまでの審査会答申において、「権利の濫用であると解し、請求を却下すべきである。」と判断された開示請求の内容及び態様等をもとに、類型化したものである。

したがって、実施機関は、開示請求者から、「別紙請求事例」に掲げる類型に該当する開示請求が行われ、さらに、当該開示請求の態様、実施機関の業務への支障及び都民一般の被る不利益等の事情を総合的に勘案し、当該開示請求が社会通念上相当と認められる範囲を著しく超えるものであり、条例に基づく制度の趣旨目的から著しく逸脱していると明らかに認められる場合には、当該開示請求を権利の濫用と解し、一般法理により対処する。

なお、「別紙請求事例」の1類型に該当することのみをもって、権利の濫用と解すべきではない。

4 開示請求に係る公文書が著しく大量である場合の取扱い

条例第12条第3項（開示決定等の期限の特例）の制定趣旨に鑑みれば、対象公文書の量が著しく大量で、実施機関における事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがある場合であっても、同項の規定により対応することが基本であって、著しく大量の開示請求が直ちに権利の濫用に該当するわけではない。

- (1) 開示請求を受け付ける段階で開示請求に係る公文書が著しく大量であることが想定される場合は、事務取扱要綱第3の2(3)に基づき、開示請求者に対し、通常事務が停滞し他の開示請求者に不利益が生じるおそれがあることなどについて説明したうえで、できるだけ分割請求や抽出請求によるよう協力を要請するものとする。
- (2) 開示請求者に対し、前記の要請を行ったにもかかわらず正当な理由なくこれに応じず、これに加え、「別紙請求事例」に掲げる類型に該当する開示請求が行われた場合には、前記3と同様に総合的に判断して取り扱うものとする。

5 東京都個人情報保護条例に関する取扱い

- (1) 東京都個人情報保護条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）における保有個人情報の開示請求等の権利は、個人の権利利益を保護する観点から最大限尊重されるべきものであるが、その権利は無制限なものではなく、個人情報保護条例第1条において「都政の適正な運営を図りつつ」とされているとおり、適正に行使されることが求められる。
- (2) これまでに出された東京都個人情報保護審査会答申では、開示請求者本人の権利利益の保護にとって、その必要性が疑われる繰り返しの開示請求、あるいは、開示請求者の許容し難い言動等が実施機関における円滑な業務の遂行に対して著しい支障をもたらす請求などが、個人情報保護条例に基づく制度の趣旨目的を逸脱した権利の濫用であると解され、請求を却下すべきであるとの判断が示されている。
- (3) また、これらの答申内容を精査すると、権利濫用の該当性については、「別紙請求事例」に示す同種の請求内容及び態様等が認められることから、個人情報保護条例に基づく開示請求において、権利の濫用であると解される開示請求があった場合は、本ガイドラインを参考に取り扱うものとする。

権利の濫用と解される開示請求の類型と請求事例

【類型1】

開示請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が真に公文書の開示を求めるものでない、又は公文書の開示を受ける意思がないと明らかに認められる開示請求が繰り返される時。

〔請求事例〕

- 開示請求の制度を利用し、又は自らの主張を実行させる手段として、応対した職員又は特定の職員を呼び寄せる等して、長時間にわたり、自身の処遇、不平不満、苦情等について述べ、職員の取った個別の対応について執拗に説明を求める。
- 開示請求書の内容が「～の理由・根拠」、「～の一切」等、対象公文書の特定が十分とは言えない抽象的又は包括的なものであり、開示請求者に対し補正を要請した際、「文書のあるなしはいつでもよい。」、「非開示決定(不存在)を出してもらうために請求をしている。」などと発言し、自己の主張が受け入れられない場合には、大声で実施機関の職員の説明を遮り、開示請求書を置いて立ち去る。
- 開示決定等を受けた対象公文書について、その書類の棄損をほのめかすなど、公文書の開示を意図しない趣旨の発言を行い、実際に実施機関が開示のため準備した7万枚を超える対象公文書のうち、約98%について開示(閲覧)を受けない。
- 開示請求を行った対象公文書約2万枚について一切開示(閲覧)を受けず、開示の日程を設定したにもかかわらず、一方的にキャンセルする。さらに、日程調整に時間を要したことなどを理由として、「謝罪をしないと開示を受けない。閲覧しない。」などと大声を出し、開示を拒否する。
- 開示請求者自身が申し立てた苦情について公文書の開示を求めているため、実施機関は、個人情報保護条例に基づく開示請求であれば、開示請求者に係る保有個人情報には開示できるとして、開示請求者に個人情報保護条例に基づく開示請求を案内したにもかかわらず、正当な理由なくこれを頑なに拒み、あえて条例に基づく開示請求を行う。
- 審査請求人に対し、実施機関が開示決定通知書等を郵送したものの、受領を拒否し実施機関に返却するなど、内容物を確認しない状態が続き、当該決定に係る対象公文書について、開示(閲覧)を受けないものが多数存在している。

【類型 2】

開示請求の手續等において、著しく不適正な行為が繰り返される時。

〔請求事例〕

- 開示請求手続に対応した職員に対し、「バカ」、「ボケ」等と悪態をつく、又は怒鳴りつける。大声で「税金泥棒」、「ゴミクズ公務員」等と発言するなど、職員を誹謗中傷する。
- 窓口での言動等を踏まえ、開示請求者に対し公務の妨げになることを理由に執務室からの退去命令を出したにもかかわらず、これに従わず、駆けつけた警備担当や警察官に対しても暴言を吐き、悪態をつくなどの状況が認められる。
- 対応している職員に対し、職員の言動を執拗に非難し、謝罪を求めるだけでなく、大声を出しながら机を叩いたり、他の職員に対しても執務室で大声で罵倒するなど、威圧的な態度をとる。
- 対応した職員に対し「酔ってホームを歩かないほうが良い。」、「身辺調査をしてやった。」等、開示請求とは無関係な脅迫的な言動がある。
- 対応した職員とトラブルが生じた際に、「今日のやり取りも開示請求してやるからな。」と発言し、さらに、開示請求に対する決定内容に対し、「審査請求を3か月待つてやるからそれまでに意に沿うよう回答せよ。」等、強要とも解されるような言動がある。

【類型 3】

もっぱら実施機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする開示請求が繰り返される時。

〔請求事例〕

- 開示請求者自身による過去の開示請求において、同一の対象公文書が開示されており、又は対象公文書が不存在等であることが実施機関の説明により明らかであるにもかかわらず、事務の混乱又は停滞を目的として開示請求を行っていることが、言動等から明らかに認められる。
- 短期間における多数回の開示請求については、通常業務が停滞するなどの支障が生ずることを実施機関から説明されたにもかかわらず、先に行われた開示請求に対する開示決定等が行われる前に、同一の公文書、又は同趣旨の内容が記載された公文書を、事務の混乱又は停滞を目的として、新たに開示請求していることが、言動等から明らかに認められる。

<p>【条例】 開示請求権</p> <p>【2項】 権利濫用禁止規定</p>	<p>(開示請求権) 第5条 2 何人も、この条例に基づく行政文書の開示を請求する権利を濫用してはならない。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本市の情報公開制度は、本市が市政に関して市民に説明する責務を全うし、公正で民主的な市政を推進するために創設されたものである。しかし、このような情報公開制度の趣旨に反するような請求が繰り返され、その対応に膨大な労力を強いられる結果、他の行政事務の遂行に支障を来す事態も生じている。</p> <p>本項は、情報公開制度の健全な運用を図るとともに、このような権利濫用的な行政文書の開示請求に適切に対応するために、開示請求権といえども無制限に認められるものではなく、開示請求者はその権利を濫用してはならない旨を定めるものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>権利の濫用とは一般的に、「形式上権利の行使としての外形を備えるが、その具体的な状況と実際の結果に照らし、その権利の本来の目的内容を逸脱するために実質的には権利の行使として認めることができないと判断される行為」とされている。</p> <p>どのような行為が権利の濫用に当たるかについては、具体的な場合によって異なると考えられているが、一般的には、「権利行使に係る加害の意思・目的のほか、当該権利の性質・内容」、「権利濫用と解した場合の権利行使者の受ける不利益」、「正当な権利行使と解した場合の請求者の受ける不利益等の様々な要素」を比較衡量して判断される。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 判断の基準</p> <p>特定の開示請求が「開示請求権の濫用」に該当するかどうかについては、個別の事案ごとに請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞等の要素を総合的に勘案し、判断することとするが、具体的な事例を類型化すると、以下の四つが考えられる。</p> <p>ア 請求者の言動、請求の内容、方法等から、開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(ア) 実施機関の業務遂行を停滞させることを開示請求の目的とすることが明らかに認められるとき。</p> <p>(例) 特定の課に対して短期間に集中して大量の請求を行う、正当な理由がないのに同一内容の請求を繰り返す。</p> <p>(イ) その他開示請求の目的が文書開示以外にあることが明らかに認められるとき。</p> <p>(例) 特定職員への誹謗、中傷を記載した請求を繰り返し、「自分に逆らったので開示請求してやる」などと発言したのちに特定職員の作成した書類を全て請求するなど、特定職員に対する威圧、攻撃などを開示請求の目的とする。</p> <p>イ 開示を受ける意思のないことが明らかに認められるとき。</p> <p>(例) 開示決定を受けたにもかかわらず、正当な理由なく閲覧等せず、繰り返し同様の文書を開示請求する。</p> <p>ウ 開示の実施等において不適正な行為が繰り返されるとき。</p> <p>(例) 「行政文書をほとんど閲覧せずに立会いの職員に対して</p>

	<p>長時間にわたり自説を主張する」、「開示日程を一方的にキャンセルする」、「特定の職員による応対を強要する」、「長時間にわたって職員の応対を強要する」又は「開示請求することを目的として行政文書等の作成を強要する」などの不適正な行為が同一人から同一の実施機関に対して繰り返し行われる。</p> <p>不適正な行為を繰り返したことを理由として条例第5条第2項に規定する権利の濫用を適用したものについて、その後の開示請求の時点でも、なお、権利濫用と認めるべき事情が存在する。</p> <p>エ 開示請求する実益はないことが明らかであるにもかかわらず、同一文書の請求又は文書が特定できない請求を繰り返すとき。</p> <p>(例) 同一の行政文書が特定されることが明らかであるにもかかわらず、社会通念上考えられない間隔・頻度で開示請求を繰り返すとき、又は開示決定等の期限が到来する前若しくは開示の実施前に新たに開示請求を行う。</p> <p>現に審査請求を提起している開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、新たに開示請求を行う。</p> <p>不開示決定を妥当とする裁決の後に再び開示請求を行うなど、審査請求に対する裁決が行われた開示決定等に係る行政文書について、特段の事情の変化が生じていないにもかかわらず、実益のない新たな開示請求を行う。</p> <p>実施機関により補正を求める等の相応の努力がなされたが、これに応じないため、実施機関が文書不特定による不開示決定を行ったにもかかわらず、同様の開示請求を繰り返す。</p> <p>(2) 大量の行政文書の開示請求について 対象行政文書が大量であることのみを理由として開示請求を拒否することはできず、条例第11条第2項又は第12条の規定による開示決定等の期間の延長を行うことにより対応すべきである。</p> <p>(3) 本項の規定の適用について 請求等の場において、開示請求者から実施機関に対する害意ともとれるような発言がされることもあると考えられる。 しかし、本項の規定を適用するかどうかについては、請求者の言動、請求の内容、方法等、当該請求による実施機関の業務遂行の停滞その他様々な要素を総合的に勘案した上で判断されるのであって、安易に開示請求を拒否するような運用は厳に慎まなければならない。</p>
--	---

<p>【条例】 開示請求権</p> <p>【3項】 請求拒否手続</p>	<p>(開示請求権)</p> <p>第5条</p> <p>3 実施機関は、前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求があったと認めるときは、当該請求を拒否することができる。</p>
<p>【趣旨】</p>	<p>本項は、開示請求がなされ、当該請求が権利の濫用に当たると判断された場合には、実施機関は当該請求を拒否することができる旨を規定するものである。</p>
<p>【解釈】</p>	<p>(1) 「前項に規定する行政文書の開示を請求する権利の濫用に当たる請求」とは、前項の解釈及び運用に基づき実施機関が当該開示請求を権利の濫用であると判断した請求をいう。</p> <p>(2) 「権利の濫用に当たる請求があったと認めるとき」とは、様々な要素を総合的に勘案した結果、権利の濫用であると実質的に判断される場合をいう。</p> <p>(3) 「当該請求を拒否することができる」とは、当該請求を拒否する権限が実施機関にあることを確認的に規定したものである。</p>
<p>【運用】</p>	<p>(1) 権利の濫用に当たると認める場合であっても、まずは請求者に対して業務遂行上の支障を説明し、理解、協力を求めるものとし、その上でなお、請求者から理解、協力が得られない場合は、本項を適用することとする。</p> <p>(2) 本項により開示請求を拒否するときは、条例第10条第2項の開示しない旨の決定をする。理由の付記については、不開示とする根拠規定を条例第5条第3項該当とし、当該開示請求に係る事務処理を行うことで実施機関の業務遂行に著しい支障を生じさせている状況とともに、どのような事実によって開示請求者の害意が認められたのかを記載する。</p> <p>(3) 本項の適用は、例外的なものであり、厳格に運用しなければならない。なお、実施機関が権利濫用に該当するとして不開示決定をする場合には、あらかじめ市民情報課と協議した上で、事務決裁規程その他に定める権限を有する者の決裁又は専決を受け、市民情報室に合議するとともに、遅滞なく、横浜市情報公開・個人情報保護審査会に報告するものとする。</p> <p>(4) 本項の処分は、開示決定等（条例第10条）に該当し、処分に対する審査請求の対象となる。</p>

○総務省訓令第126号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準を次のように定める。

平成13年3月30日

総務大臣 片山 虎之助

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に基づく処分に係る審査基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号。以下「法」という。）に基づき総務大臣が行う処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準は、次のとおりとする。

第1 開示決定等の審査基準

法第9条の規定に基づく開示又は不開示の決定（以下「開示決定等」という。）は、以下により行う。

- 1 開示する旨の決定（法第9条第1項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていない場合
 - (2) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるとき。ただし、この場合には、不開示情報が記録されている部分を除いて開示する。
 - (3) 開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に当該行政文書を開示する必要があると認めるとき（法第7条）。
- 2 開示しない旨の決定（法第9条第2項）は、次のいずれかに該当する場合に行う。
 - (1) 開示請求書に法第4条第1項各号に規定する事項の記載の不備がある場合又は開示請求手数料が納付されていない場合。ただし、当該不備を補正することができる場合、原則として、開示請求者に補正を求めるものとする。
 - (2) 開示請求に係る行政文書を総務省（外局及び平成13年総務省告示第151号（行政機関の保有する情報の公開に関する法律第17条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第15条第1項の規定に基づき、総務省の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件）に規定する機関を除く。）において保有していない場合（開示請求の対象が法第2条第2項に規定する行政文書に該当しない場合及び開示請求の対象が、法以外の法律における適用除外規定により、開示請求の対象外のもの（登記簿及びその附属書類、特許原簿、訴訟に関する書類等）である場合を含む。）
 - (3) 開示請求に係る行政文書に記録されている情報がすべて不開示情報に該当する場合
 - (4) 開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合であって、当該不開示情報が記録されている部分と他の部分とを容易に区分して除くことができないとき。

(5) 開示請求に係る行政文書の存在の有無を明らかにするだけで、不開示情報を開示することになる場合（法第8条）

(6) 開示請求が権利濫用に当たる場合。この場合において、権利濫用に当たるか否かの判断は、開示請求の態様、開示請求に応じた場合の行政機関の業務への支障及び国民一般の被る不利益等を勘案し、社会通念上妥当と認められる範囲を超えるものであるか否かを個別に判断して行う。行政機関の事務を混乱又は停滞させることを目的とする等開示請求権の本来の目的を著しく逸脱する開示請求は、権利の濫用に当たる。

3 前2項の判断に当たっては、行政文書に該当するかどうかの判断は「第2 行政文書該当性に関する判断基準」に、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は「第3 不開示情報該当性に関する判断基準」に、部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は「第4 部分開示に関する判断基準」に、公益上の理由による裁量的開示を行うかどうかの判断は「第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準」に、行政文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべき場合に該当するかどうかの判断は「第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準」に、それぞれよる。

第2 行政文書該当性に関する判断基準

開示請求の対象が法第2条第2項に規定する行政文書に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した」とは、行政機関の職員が当該職員に割り当てられた仕事を遂行する立場で、すなわち公的立場において作成し、又は取得したことをいい、作成したこと又は取得したことについて、文書管理のための帳簿に記載すること、收受印があること等の手続的な要件を満たすことを必要とするものではない。
- 2 「文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）」とは、行政機関において現に事務又は事業において用いられている記録の形式を網羅するものである。

「文書、図画」とは、人の思想等を文字若しくは記号又は象形を用いて有体物に可視的状態で表現したものをいい、紙の文書のほか、図面、写真、これらを写したマイクロフィルム等が含まれる。

「電磁的記録」とは、電子計算機による情報処理の用に供されるいわゆる電子情報の記録に限られず、録音テープ、ビデオテープ等の内容の確認に再生用の専用機器を用いる必要のある記録も含まれる。また、電子計算機による情報処理のためのプログラムについても、電磁的記録に該当する。

なお、「電磁的記録」には、ディスプレイに情報を表示するため一時的にメモリに蓄積される情報、ハードディスク上に一時的に生成されるテンポラリファイル等は含まれない。

- 3 「当該行政機関の職員が組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階

のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該行政機関の組織において、業務上必要なものとして、利用又は保存されている状態のものを意味する。

したがって、①職員が単独で作成し、又は取得した文書、図画又は電磁的記録であって、専ら自己の職務の遂行の便宜のためにのみ利用し、組織としての利用を予定していないもの（自己研さんのための研究資料、備忘録等）、②職員が自己の職務の遂行の便宜のために利用する正式文書と重複する当該文書の写し、③職員の個人的な検討段階に留まるもの（決裁文書の起案前の職員の検討段階の文書、図画又は電磁的記録等。ただし、担当職員が原案の検討過程で作成する文書、図画又は電磁的記録であっても、組織において業務上必要なものとして保存されているものは除く。）等は、「組織的に用いるもの」には該当しない。

作成又は取得された文書、図画又は電磁的記録が組織的に用いるものに当たるかどうかの判断は、①作成又は取得の状況（職員個人の便宜のためにのみ作成又は取得するものであるかどうか、直接的又は間接的に当該行政機関の長等の管理監督者の指示等の関与があったものであるかどうか）、②利用の状況（業務上必要として他の職員又は部外に配付されたものであるかどうか、他の職員がその職務上利用しているものであるかどうか）、③保存又は廃棄の状況（専ら当該職員の判断で処理できる性質のものであるかどうか、組織として管理している職員共用の保存場所で保存されているものであるかどうか）などを総合的に考慮して行う。

また、組織として共用文書たる実質を備えた状態になる時点については、当該組織における文書、図画又は電磁的記録の利用又は保存の実態により判断するものであるが、例えば、①決裁を要するものについては起案文書が作成され、りん議に付された時点、②会議に提出した時点、③申請書等が行政機関の事務所に到達した時点、④組織として管理している職員共用の保存場所に保存した時点等が挙げられる。

- 4 「保有している」とは、所持すなわち物を事実上支配している状態を意味する。文書、図画又は電磁的記録を書庫等で保管し、又は倉庫業者等に保管させている場合であっても、当該文書、図画又は電磁的記録を事実上支配（当該文書、図画又は電磁的記録の作成、保存、閲覧・提供、移管・廃棄等の取扱いを判断する権限を有していることを意味する。例えば、法律に基づく調査権限により関係人に対し帳簿書類を提出させこれを留め置く場合に、当該行政文書については返還することとなり、廃棄はできないなど、法令の定めにより取扱いを判断する権限について制限されることはあり得る。）していれば、所持に該当し、「保有している」に該当する。

なお、一時的に文書を借用し、又は預かっている場合等、当該文書、図画又は電磁的記録を支配していると認められない場合は、「保有している」には当たらない。

- 5 「官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの」（法第2条第2項第1号）とは、紙媒体のものに限られるのではなく、インターネット上で不特定多数の者への有償頒布を目的として発行される新聞、雑誌、書籍等も含まれる。

なお、行政機関が公表資料等の情報提供を行っているものについては、法第2条第2項第1号に該当せず、開示請求の対象となる。

第3 不開示情報該当性に関する判断基準

開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

また、当分の間、これに当たっては「会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い」（別添）も参考にするものとする。

なお、当該判断は、開示決定等を行う時点における状況に基づき行う。

1 個人に関する情報（法第5条第1号）についての判断基準

(1) 特定の個人を識別することができる情報等（法第5条第1号本文）について

ア 「個人に関する情報」とは、個人（死亡した者を含む。）の内心、身体、身分、地位、経歴その他個人に関する一切の事項についての事実、判断、評価等のすべての情報を含むものであり、個人に関連する情報全般を意味する。したがって、個人の属性、人格及び私生活に関する情報に限らず、個人の知的創作物に関する情報、組織体の構成員としての個人の活動に関する情報も含まれる。

また、不開示情報該当性の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかは考慮しないことから、開示請求者本人に関する情報であっても、他の個人に関する情報と同様に取り扱う。

ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、法第5条第2号の規定により判断する。

イ 特定の個人を識別することができる情報は、通常、特定の個人を識別させる部分（例えば、個人の氏名）とその他の部分（例えば、当該個人の行動の記録）とから成り立っており、その全体が一つの不開示情報を構成するものである。

ただし、法第6条第2項の規定により、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められる場合には、当該部分以外の部分は法第5条第1号の情報に含まれないものとみなして、法第6条第1項の規定（部分開示）を適用することに留意する。

ウ 「その他の記述等」には、住所、電話番号、役職名、個人別に付された記号・番号（振込口座番号、試験の受験番号、保険証の記号番号等）等が含まれる。氏名以外の記述等単独では特定の個人を識別することができない場合であっても、当該情報に含まれるいくつかの記述等が組み合わせられることにより特定の個人を識別することができる場合は「特定の個人を識別することができる」に該当する。

エ 当該情報単独では特定の個人を識別することができないものであっても、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報には、法第5条第1号の規定が適用される。照合の対象となる「他の情報」としては、公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能な情報など一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、当該個人の近親者、地域住民等であれば保有しているか又は入手可能であると通常考えられる情報も含む。他方、

特別の調査をすれば入手し得るかもしれないと考えられる情報については、一般的には、「他の情報」に含まれない。照合の対象となる「他の情報」の範囲については、当該個人に関する情報の性質、内容等に応じ、個別に判断する。

オ 厳密には特定の個人を識別することができる情報でない場合であっても、特定の集団に属する者に関する情報を開示すると、当該集団に属する個々人に不利益を及ぼすおそれがある場合には、当該情報の性質、集団の性格又は規模等により、個人の権利利益の十全な保護を図る観点から、個人識別性を認めるべき場合があり得ることに留意する。

カ 「公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」には、匿名の作文、無記名の個人の著作物等、個人の人格と密接に関連するもの及び公にすれば財産権その他の個人の正当な利益を害するおそれがあると認められるものが含まれる。

(2) 法令の規定により公にされている情報等（法第5条第1号イ）について

ア 「法令の規定」とは、何人に対しても等しく当該情報を公開することを定めている規定に限られる。したがって、公開を求める者又は公開を求める理由によって公開を拒否する場合が定められている規定は含まれない。

イ 「慣行として」とは、公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる。ただし、当該情報と同種の情報が公にされた事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、「慣行として」には当たらない。

ウ 「公にされ」とは、当該情報が現に公衆が知り得る状態に置かれていれば足り、現に周知の事実であるかどうかは問わない。ただし、過去に公にされた情報について、時の経過により、開示決定等の時点では「公にされ」に当たらない場合があることに留意する。

エ 「公にすることが予定されている情報」とは、将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものを含む。）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合であって、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がない場合等、当該情報の性質上通例公にされるものも含まれる。

(3) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報（法第5条第1号ロ）について

個人に関する情報を公にすることにより害されるおそれがある当該個人の権利利益よりも、当該情報を公にすることにより人の生命、健康、生活又は財産を保護する必要性が上回ると認められる場合には、当該情報は開示する。現実には、人の生命、健康、生活又は財産に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

この比較衡量に当たっては、個人の権利利益には様々なものがあり、また、人の生命、健康、生活又は財産の保護についても、保護すべき権利利益の程度に差があることから、個別の事案

に応じた慎重な検討を行うものとする。

(4) 公務員等に関する情報の取扱いについて

ア 公務員等に関する情報も個人に関する情報に含まれるが、このうち、公務員等の職務遂行に係る情報については、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分については、個人に関する情報としては不開示情報に当たらない（法第5条第1号ハ）。

なお、公務員等の職務遂行に係る情報が職務遂行の相手方等公務員等以外の個人に関する情報でもある場合には、各個人ごとに不開示情報該当性を判断する。すなわち、当該公務員等にとっての不開示情報該当性と他の個人にとっての不開示情報該当性とを別個に検討し、そのいずれかに該当すれば、当該部分は不開示とする。

イ 「公務員等」とは、広く公務遂行を担当する者を含むものであり、一般職か特別職か、常勤か非常勤かを問わず、国及び地方公共団体の職員のほか、国務大臣、国会議員、裁判官等を含む。また、退職した者であっても、公務員等であった当時の情報については、当該規定は適用される。さらに、独立行政法人等及び地方独立行政法人の役員及び職員を含む。

ウ 「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等が、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の一員として、その担任する職務を遂行する場合における当該活動についての情報を意味する。例えば、行政処分その他の公権力の行使に係る情報、職務としての会議への出席、発言その他の事実行為に係る情報等がこれに含まれる。

ただし、法第5条第1号ハの規定は、具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報を対象とするものであるので、公務員等に関する情報であっても、職員の人事管理上保有する健康情報、休暇情報等は、「職務の遂行に係る情報」には含まれない。

エ 各行政機関は、その所属する職員（補助的業務に従事する非常勤職員を除く。）の職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、特段の支障の生じるおそれがある場合（①氏名を公にすることにより、法第5条第2号から第6号までに掲げる不開示情報を公にすることとなるような場合、②氏名を公にすることにより、個人の権利利益を害することとなるような場合）を除き、公にするものとされている。このため、行政機関が公にするものとした職務遂行に係る公務員の氏名については、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」（法第5条第1号ただし書イ）に該当することに留意する。

なお、人事異動の官報への掲載その他行政機関により職名と氏名とを公表する慣行がある場合、行政機関により作成され、又は行政機関が公にする意思をもって（又は公にされることを前提に）提供した情報を基に作成され、現に一般に販売されている職員録に職と氏名とが掲載されている場合にも、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当する。

1の2 非識別加工情報又は削除情報（法第5条第1号の2）についての判断基準

(1) 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第9項に規定する行政機関非識別加工情報（同条第10項に規定する行政機関非識別加工情報ファイ

ルを構成するものに限る。)又は同法第44条の2第3項に規定する削除情報が該当する。

(2) 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第9項に規定する独立行政法人等非識別加工情報(同条第10項に規定する独立行政法人等非識別加工情報ファイルを構成するものに限る。)又は同法第44条の2第3項に規定する削除情報が該当する。

2 法人等又は事業を営む個人の当該事業に関する情報(法第5条第2号)についての判断基準

(1) 法人その他の団体に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報(法第5条第2号本文)について

ア 「法人その他の団体」(以下「法人等」という。)には、株式会社等の商法上の会社、財団法人、社団法人、学校法人、宗教法人等の民間の法人のほか、政治団体、外国法人、権利能力なき社団等も含まれる。ただし、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人は、法第5条第2号の対象から除かれており、その事務又は事業に係る情報は、法第5条第6号等の規定に基づき判断する。

イ 「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織及び事業に関する情報のほか、法人等の権利利益に関する情報等法人等と何らかの関連性を有する情報を意味する。なお、法人等の構成員に関する情報は、法人等に関する情報であると同時に、構成員各個人に関する情報でもあり、法第5条第1号の不開示情報に当たるかどうかも検討する必要がある。

ウ 「事業を営む個人の当該事業に関する情報」は、事業に関する情報であるので、法人等に関する情報と同様の要件により、事業を営む上での正当な利益等について不開示情報該当性を判断する。

(2) 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報(法第5条第2号ただし書)について

法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報を公にすることにより保護される人の生命、健康等の利益と、これを公にしないことにより保護される法人等又は事業を営む個人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護することの必要性が上回ると認められる場合は、当該情報は法第5条第2号の不開示情報に該当しない。現実には人の生命、健康等に被害が発生している場合に限らず、将来これらが侵害される蓋然性が高い場合も含まれる。

なお、法人等又は事業を営む個人の事業活動と人の生命、健康等に対する危害等との明確な因果関係が確認されなくても、現実には人の生命、健康等に対する被害等の発生が予想される場合もあり得ることに留意する。

(3) 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ(法第5条第2号イ)について

ア 「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。また、「その他正当な利益」には、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営

む個人の運営上の地位が広く含まれる。

イ 権利、競争上の地位その他正当な利益を「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人には様々な種類、性格のものがあり、その権利利益にも様々なものがあるので、法人等又は事業を営む個人の性格、権利利益の内容及び性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利（信教の自由、学問の自由等）の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要があることに留意する。

なお、この「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められる。

(4) いわゆる任意提供情報（法第5条第2号ロ）について

ア 法第5条第2号ロは、法人等又は事業を営む個人から公にしないとの条件の下に任意に提供された情報については、当該条件が合理的なものと認められる限り、不開示情報とすることにより、情報提供者の信頼と期待を基本的に保護するものである。

なお、行政機関の情報収集能力の保護は、法第5条第6号等の規定によって判断する。

イ 「行政機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」には、行政機関の要請を受けずに、法人等又は事業を営む個人から提供された情報は含まれない。ただし、行政機関の要請を受けずに法人等又は事業を営む個人から情報の提供を申し出た場合であっても、提供に先立ち、法人等又は事業を営む個人から非公開の条件が提示され、行政機関が合理的理由があるとしてこれを受諾した上で提供を受けた場合は含まれる。

ウ 「行政機関の要請」には、法令に基づく報告又は提出の命令は含まれないが、行政機関の長が報告徴収権限を有する場合であっても、当該権限を行使することなく、任意に提出を求めた場合は含まれる。

エ 「公にしないとの条件」とは、情報の提供を受けた行政機関が第三者に対して当該情報を提供しないとの条件を意味する。また、特定の行政目的以外の目的には使用しないとの条件も含まれる。

オ 「条件」については、行政機関の側から公にしないとの条件で情報の提供を申し入れた場合も、法人等又は事業を営む個人の側から公にしないとの条件を付すことを申し出た場合も含まれるが、いずれの場合も双方の合意により成立するものである。また、条件を設ける方法としては、黙示的なものも含まれる。

カ 「法人等又は個人における通例として公にしないこととされているもの」とは、当該法人等又は個人の個別具体的な事情ではなく、当該法人等又は個人が属する業界における通常の取扱いを意味し、当該法人等において公にしていなくてもいいことだけでは足りない。

キ 公にしないとの条件を付することの合理性の判断に当たっては、情報の性質に応じ、当該情報の提供当時の諸般の事情を考慮して判断するが、必要に応じ、その後の事情の変化も考慮する。公にしないとの条件が付されていても、現に当該情報が公にされている場合には、

法第5条第2号ロには該当しない。

3 国の安全等に関する情報（法第5条第3号）についての判断基準

(1) 「国の安全」とは、国家の構成要素である国土、国民及び統治体制が害されることなく平和で平穏な状態に保たれていること、すなわち、国としての基本的な秩序が平穏に維持されている状態をいう。具体的には、直接侵略及び間接侵略に対し、独立と平和が守られていること、国民の生命が国外からの脅威等から保護されていること、国の存立基盤としての基本的な政治方式及び経済・社会秩序の安定が保たれていることなどが考えられる。

「国の安全が害されるおそれ」とは、これらの国の重大な利益に対する侵害のおそれ（当該重大な利益を維持するための手段の有効性を阻害され、国の安全が害されるおそれがあると考えられる場合を含む。）をいう。

(2) 「他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ」とは、「他国若しくは国際機関」（我が国が承認していない地域、政府機関その他これらに準ずるもの（各国の中央銀行等）、外国の地方政府又は国際会議その他国際協調の枠組みに係る組織等（アジア太平洋経済協力、国際刑事警察機構等）の事務局等を含む。以下「他国等」という。）との間で、相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれをいう。例えば、公にすることにより、他国等との取決め又は国際慣行に反することとなるもの、他国等の意思に一方向的に反することとなるもの、他国等に不当に不利益を与えることとなるもの等、我が国との関係に悪影響を及ぼすおそれがある情報が該当する。

(3) 「他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ」とは、他国等との現在進行中の又は将来予想される交渉において、我が国が望む交渉成果が得られなくなる、我が国の交渉上の地位が低下する等のおそれをいう。例えば、国際会議における対処方針等交渉（過去のものを含む。）に関する情報であって、公にすることにより、現在進行中の又は将来予想される交渉に関して我が国が採ろうとしている立場が明らかにされ、又は具体的に推測されることになり、交渉上の不利益を被るおそれがある情報が該当する。

4 公共の安全等に関する情報（法第5条第4号）についての判断基準

(1) 「犯罪の予防」とは、犯罪の発生を未然に防止することをいう。したがって、国民の防犯意識の啓発、防犯資機材の普及等、一般に公にしても犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがない防犯活動に関する情報は、含まれない。

犯罪の「鎮圧」とは、犯罪が正に発生しようとするのを未然に防止し、又は犯罪が発生した後において、その拡大を防止し、若しくは終息させることをいう。

犯罪の「捜査」とは、捜査機関が犯罪があると思料するときに、公訴の提起（検察官が裁判所に対し、特定の刑事事件について審判を求める意思表示をすることを内容とする訴訟行為をいう。）等のために犯人及び証拠を発見、収集又は保全することをいう。

(2) 「公訴の維持」とは、提起された公訴の目的を達成するため、終局判決を得るまでに検察官が行う公判廷における主張及び立証、公判準備等の活動を指す。

(3) 「刑の執行」とは、刑法（明治40年法律第45号）第2章に規定されている刑又は処分を具体的に実施することをいう。保護観察、勾留の執行、保護処分の執行、観護措置の執行、補導処分の執行及び監置の執行についても、刑の執行に密接に関連するものでもあることから、公にすることにより保護観察等に支障を及ぼし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報は、法第5条第4号に該当する。

(4) 「公共の安全と秩序の維持」とは、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持及び刑の執行に代表される刑事法の執行を中心としたものを意味する。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）以外の特別法により、臨検、捜索、差押え、告発等が規定され、犯罪の予防・捜査とも関連し、刑事司法手続に準ずるものと考えられる犯則事件の調査、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）違反の調査等や、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制、強制退去手続に関する情報であって、公にすることにより、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるものは、法第5条第4号に含まれる。

また、公にすることにより、テロ等の人の生命、身体、財産等への不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入又は破壊を招くおそれがあるなど、犯罪を誘発し、又は犯罪の実行を容易にするおそれがある情報及び被疑者又は被告人の留置又は勾留に関する施設保安に支障を生ずるおそれのある情報も、法第5条第4号に含まれる。

法第5条第4号に該当する情報の具体例としては、情報システムの設計仕様書、構成図等情報セキュリティに関する情報、電子署名を行うために必要なかぎ情報等が挙げられる。

一方、風俗営業等の許可、伝染病予防、食品、環境、薬事等の衛生監視、建築規制、災害警備等の一般に公にしても犯罪の予防、鎮圧等に支障が生じるおそれのない行政警察活動に関する情報については、法第5条第6号の規定により判断する。

5 審議、検討等情報（法第5条第5号）についての判断基準

(1) 「国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間」とは、国会、内閣、裁判所及び会計検査院（これらに属する機関を含む。）、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人について、それぞれの機関の内部又は他の機関との相互間を意味する。

(2) 「審議、検討又は協議に関する情報」とは、国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定に至るまでの過程の各段階において行われている様々な審議、検討及び協議に関連して作成され、又は取得された情報をいう。

(3) 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることにより、外部からの圧力、干渉等の影響を受けることなどにより、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合が想定されているものであり、適正な意思決定手続の確保を保護利益とするものである。

例えば、「率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれ」には、審議、検討等の場における発言内容が公になることにより、発言者やその家族に対して危害が及ぶおそれが生じる場合が含まれる（この場合には、法第5条第4号等の不開示情報に該当する可能性もある。）。また、「意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」には、行政機関内部における政策の検討が不十分な段階での情報が公になることにより、外部からの圧力によって当該政策に不当な影響を受けるおそれが生じる場合が含まれる。

- (4) 「不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ」とは、未成熟な情報、事実関係の確認が不十分な情報等を公にすることにより、国民の誤解や憶測を招き、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合をいう。適正な意思決定を行うことそのものを保護するのではなく、情報が公にされることによる国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、特定の物資が将来不足することが見込まれることから政府として取引の規制が検討されている段階において、その検討情報を公にすれば、買い占め、売り惜しみ等が起こるおそれがある場合などがこれに該当する。

- (5) 「特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれ」とは、尚早な時期に事実関係等の確認が不十分な情報等を公にすることにより、投機を助長するなどによって、特定の者に不当に利益を与え又は不利益を及ぼす場合が想定されており、事務及び事業の公正な遂行を図るとともに、国民への不当な影響が生じないようにする趣旨である。

例えば、施設等の建設計画の検討状況に関する情報が開示されることにより、土地の買占めが行われて地価が高騰し、開示を受けた者等が不当な利益を得るおそれがある場合や、違法行為の有無に関する事実関係の調査中の情報が開示されることにより、違法又は不当な行為を行っていない者が不利益を被るおそれがある場合が含まれる。

- (6) 法第5条第5号の「不当に」とは、審議、検討等途中の段階の情報を公にすることの公益性を考慮してもなお、適正な意思決定の確保等への支障が看過し得ない程度のものを意味する。予想される支障が「不当」なものかどうかの判断は、当該情報の性質に照らし、公にすることによる利益と不開示にすることによる利益とを比較衡量した上で判断する。

- (7) 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人としての意思決定が行われた後は、審議、検討等に関する情報を公にしても、一般的には、「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」が生じる可能性が少なくなるものと考えられることに留意する。

ただし、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素である場合、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われる場合等審議、検討等の過程が重層的又は連続的な場合には、当該意思決定が行われた後であっても、政策全体の意思決定又は次の意思決定に関して法第5条第5号に該当するかどうか判断する必要があることに留意する。

また、意思決定が行われた後であっても、審議、検討等に関する情報が公になることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある場合、将来予定されている同種の審議、検討

等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合は、法第5条第5号に該当する。

なお、審議、検討等に関する情報であっても、当該情報が専門的な検討を経た調査データ等の客観的、科学的事実又はこれに基づく分析等を記録したものについては、一般的には、法第5条第5号に該当する可能性が低いものと考えられることに留意する。

6 事務又は事業に関する情報（法第5条第6号）についての判断基準

(1) 「公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業は、公共の利益のために行われるものであり、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、不開示情報に該当する。なお、法第5条第6号イからホまでの規定は、各機関に共通的に見られる事務又は事業に関する情報であって、その性質上、公にすることにより、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられる典型的な支障が挙げられているものであり、法第5条第6号の規定の対象となる事務及び事業は、これらに限られない。

イ 「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断するとの趣旨である。

ウ 「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」とは、行政機関の長に広範な裁量権限を与えるものではなく、各規定の要件の該当性を客観的に判断する必要がある。また、事務若しくは事業の根拠となる規定又はその趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」と言えるものであることが求められる。

エ 「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求される。また、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性があると認められるかどうかにより判断する。

(2) 「監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」（法第5条第6号イ）

ア 「監査」（主として監察的見地から、事務又は事業の執行又は財産の状況の正否を調べること。）、「検査」（法令の執行確保、会計経理の適正確保、物資の規格、等級の証明等のために帳簿書類その他の物件等を調べること。）、「取締り」（行政上の目的による一定の行為の禁止又は制限について適法又は適正な状態を確保すること。）、「試験」（人の知識、能力等又は物の性能等を試すこと。）及び「租税の賦課若しくは徴収」（国又は地方公共団体が、公租公課を特定の人に割り当てて負担させること又は租税その他の収入を取ること）に係る事務は、いずれも事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価又は判断を加えて、一定の決定を伴うことがあるものである。

イ これらの事務に関する情報の中には、例えば、監査等の対象、実施時期、調査事項等の詳細な情報、試験問題等のように、事前に公にすると、適正かつ公正な評価又は判断の前提となる事実の把握が困難となるもの、行政客体における法令違反行為又は法令違反に至らないまでも妥当性を欠く行為を助長し、又はこれらの行為を巧妙に行うことにより隠蔽をすることを容易にするおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とする。また、監査等の終了後であっても、例えば、違反事例等の詳細を公にすることにより、他の行政客体に法規制を免れる方法を示唆することになるものは、法第5条第6号イに該当する。

(3) 「契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」（法第5条第6号ロ）

ア 国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が一方の当事者となる契約、交渉又は争訟に係る事務においては、自己の意思により又は訴訟手続上、相手方と対等な立場で遂行する必要がある、当事者としての利益を保護する必要がある。

イ これらの契約、交渉又は争訟に係る事務に関する情報の中には、例えば、入札予定価格等を公にすることにより、公正な競争により形成されるべき適正な額での契約が困難になり財産上の利益が損なわれるものや、交渉、争訟等の対処方針等を公にすることにより、当事者として認められるべき地位を不当に害するおそれがあるものがあり、このような情報は、不開示とする。

(4) 「調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ」（法第5条第6号ハ）

ア 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究の成果については、社会、国民等にあまねく還元することが原則であるが、成果を上げるためには、従事する職員が、その発想、創意工夫等を最大限に発揮できるようにすることも重要である。

イ 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う調査研究に係る事務に関する情報の中には、例えば、①知的所有権に関する情報、調査研究の途中段階の情報等であって、一定の期日以前に公にすることにより成果を適正に広く国民に提供する目的を損ね、特定の者に不当な利益や不利益を及ぼすおそれがあるもの、②試行錯誤の段階の情報について公にすることにより、自由な発想、創意工夫や研究意欲が不当に妨げられ、減退するなど、能率的な遂行を不当に阻害するおそれがある場合があり、このような情報は不開示とする。

(5) 「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」（法第5条第6号ニ）

国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う人事管理（職員の任免、懲戒、給与、研修その他職員の身分、能力等の管理に関すること。）に係る事務については、当該機関の組織としての維持の観点から行われる一定の範囲で当該組織の独自性を有するものであり、人事管理に係る事務に関する情報の中には、例えば、勤務評価や、人事異動、昇

格等の人事構想等を公にすることにより、公正かつ円滑な人事の確保が困難になるおそれがあるものがあり、このような情報は不開示とする。

- (6) 「独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ」(法第5条第6号ホ)

独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第2条の適用を受ける企業をいう。)又は地方独立行政法人に係る事業については、企業経営という事業の性質上、その正当な利益を保護する必要がある、これを害するおそれがあるものは不開示とする。ただし、「企業経営上の正当な利益」の内容については、経営主体、事業の性格、内容等に応じて判断する必要がある、その範囲は、法第5条第2号の法人等に関する情報と比べて、より狭いものとなる場合があり得ることに留意する。

7 具体例

【行政相談苦情処理票】

- ①行政相談の申出人等の氏名、住所、電話番号等、特定の個人を識別することができる情報、
- ②申出内容及び処理内容等における申出人等個人に関する詳細な記述等については、法第5条第1号(又は2号)及び6号の不開示情報に該当

【行政評価・監視(監察)実施計画】

公にした場合、今後の行政評価・監視業務において実証的データの入手等を困難にする蓋然性が高いものについては、法第5条第6号の不開示情報に該当

【政治資金収支報告書に添付された領収書等】

①個人の氏名、住所及び印影等、②法人等の印影、口座に係る金融機関名及び口座番号等については、法第5条第1号又は第2号の不開示情報に該当することから、原則として不開示とする。ただし、政治資金収支報告書に記載されている事項については開示する。

【政治団体の設立届等】

①政治団体の印影、②代表者の印影、③個人の氏名、住所、生年月日等については、法第5条第1号又は第2号の不開示情報に該当することから、原則として不開示とする。ただし、告示事項である代表者及び会計責任者の氏名については開示する。

【無線局免許申請書(添付する書類を含む。)]

- (1) 国の機関等が取締り、検査等を行うために開設する無線局に関する情報は、原則として、法第5条第4号又は6号の不開示情報に該当
- (2) 無線局事項書等、申請(届)書の添付書類に記載された携帯電話基地局の設置場所に関する詳細な情報は、法5条第2号イ及び第4号に該当

【電気通信事業者による電気通信業務用無線局の免許申請書】

3年間の利用者数見込みに関する記載(無線局免許手続規則別表第2号第2の「申請(届出)を必要とする理由」欄)のうち、当該電気通信事業者のサービスに現に加入している者又は将来加入の見込みがあるとしている者の氏名又は名称は、法第5条第2号イに該当する可能性が

あることから個別に判断する。

第4 部分開示に関する判断基準

開示請求に係る行政文書について、法第6条に基づき部分開示をすべき場合に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る行政文書の一部に不開示情報が記録されている場合」とは、一件の行政文書に複数の情報が記録されている場合に、各情報ごとに、法第5条各号に規定する不開示情報に該当するかどうかを審査した結果、不開示情報に該当する情報がある場合を意味する。

開示請求は、行政文書単位に行われるものであるため、法第5条では行政文書に全く不開示情報が記録されていない場合の開示義務が定められているが、法第6条第1項の規定により、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合に、部分的に開示できるか否かの判断を行わなければならない。

- 2 「容易に区分して除くことができるとき」

- (1) 当該行政文書のどの部分に不開示情報が記載されているかという記載部分の区分けが困難な場合だけではなく、区分けは容易であるがその部分の分離が技術的に困難な場合も、部分開示を行う義務はない。

「区分」とは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを概念上区分けすることを意味し、「除く」とは、不開示情報が記録されている部分を、当該部分の内容が分からないように墨塗り、被覆等を行い、行政文書から物理的に除去することを意味する。

例えば、文章として記録されている内容そのものには不開示情報は含まれないが、特徴のある筆跡により特定の個人を識別することができる場合には、識別性のある部分を区分して除くことは困難である。また、録音されている発言内容自体には不開示情報が含まれていないとしても声により特定の個人を識別できる場合も同様である。

- (2) 文書の記載の一部を除くことは、コピー機で作成したその複写物に墨を塗り再複写するなどして行うことができ、一般的には容易であると考えられる。なお、部分開示の作業に多くの時間・労力を要することは、直ちに、区分し、分離することが困難であるということにはならない。

一方、録音テープ、録画テープ、磁気ディスクに記録されたデータベース等の電磁的記録については、区分して除くことの容易性が問題となる。例えば、複数の人の発言が同時に録音されているがそのうち一部の発言内容のみに不開示情報が含まれている場合や、録画されている映像中に不開示情報が含まれている場合などでは、不開示情報部分のみを除去することが容易ではないことがあり得る。このような場合には、容易に区分して除くことができる範囲で、開示すべき部分を決定することになる。

なお、電磁的記録について、不開示部分と開示部分の分離が既存のプログラムでは行えない場合は、「容易に区分して除くことができないとき」に該当する。

3 「当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。」

(1) 部分的に削除すべき範囲は、文書であれば、一般的には、文、段落等、表であれば個々の欄等を単位として判断することをもって足りる。

(2) 本項は、義務的に開示すべき範囲が定められているものであり、部分開示の実施に当たり、具体的な記述をどのように削除するかについては、行政機関の長の本法の目的に沿った合目的的な裁量に委ねられている。すなわち、不開示情報の記録部分の全体を完全に黒く塗るか、文字が判読できない程度に被覆するか、当該記録中の主要な部分だけ塗りつぶすかなどの方法の選択は、不開示情報を開示した結果とならない範囲内において、当該方法を講ずることの容易さ等を考慮して判断することとなる。その結果、観念的にはひとまとまりの不開示情報を構成する一部が開示されることになるとしても、実質的に不開示情報が開示されたと認められないのであれば、行政機関の長の不開示義務に反するものではない。

4 「有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りではない。」

(1) 「有意の情報が記録されていないと認められるとき」とは、不開示情報が記録されている部分を除いた残りの部分に記載されている情報の内容が、開示をしても意味がないと認められる場合を意味する。例えば、残りの部分に記載されている内容が、無意味な文字、数字等の羅列となる場合等である。

この「有意」性の判断に当たっては、同時に開示される他の情報があれば、これも併せて判断する。

(2) 「有意の情報」かどうかの判断は、請求の趣旨を損なうか否か、すなわち、開示請求者が知りたいと考える事柄との関連によって判断すべきものではなく、個々の請求者の意図によらず、客観的に決めるべきものである。

5 特定の個人を識別することができる情報が記録されている場合について（法第6条第2項）

(1) 特定の個人を識別することができる情報について、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、残りの部分を開示しても個人の権利利益の保護の観点から支障が生じないと認められるときは、当該残りの部分については、法第5条第1号に規定する不開示情報には該当しないものとして取り扱う。したがって、当該部分は、他の不開示情報の規定に該当しない限り、法第6条第1項の規定により開示することになる。

ただし、法第6条第1項の規定を適用するに当たっては、容易に区分して除くことができるかどうか要件となるので、特定の個人を識別することができることとなる部分とそれ以外の部分とを容易に区分して除くことができない場合は、当該個人に関する情報は全体として不開示とする。

なお、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる部分は、法第5条第1号イからハまでのいずれかの規定に該当しない限り、部分開示の対象とならない。

(2) 特定の個人を識別することができることとなる部分を除くことにより誰に関する情報である

かが分からなくなれば、残りの部分については、通常、個人に関する情報としての保護の必要性は乏しくなるが、当該部分を除いても、開示することが不適當であると認められるものもある。例えば、カルテ、作文等個人の人格と密接に関連する情報が記録された行政文書、個人の未公表の研究論文等、特定の個人を識別させる部分を除いても開示することが不適當であると認められるものは、不開示とする。

- (3) なお、個人に関する情報であっても、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」（法第5条第1号）については、法第6条第2項の規定の適用はない。

第5 公益上の理由による裁量的開示に関する判断基準

公益上の理由による裁量的開示（法第7条）を行うかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「公益上特に必要があると認めるとき」とは、法第5条各号の不開示情報の規定に該当する情報（同条第1号の2に掲げる情報を除く。）であるが、行政機関の長の高度の行政的な判断により、公にすることに、当該保護すべき利益を上回る公益上の必要性があると認められる場合を意味する。

法第5条各号においても、第1号ロ、第2号ただし書等、当該規定により保護する利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量が行われる場合があるが、法第7条では、法第5条の規定（第1号の2を除く。）を適用した場合に不開示となる場合であっても、なお公にすることに公益上の必要性があると認められる場合には、開示することができるとするものである。

- 2 本条の規定は、「公益上特に必要があると認めるとき」との規定からも、不開示情報を開示するという処分の性質からも明らかなおお、公益上の必要性の認定についての行政機関の長の要件裁量を認めるものである。

第6 行政文書の存否に関する情報に関する判断基準

開示請求に対し、行政文書の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒否すべき場合（法第8条）に該当するかどうかの判断は、以下の基準により行う。

- 1 「開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる」とは、開示請求に係る行政文書が具体的にあるかないかにかかわらず、開示請求された行政文書の存否について回答すれば、不開示情報を開示することとなる場合をいう。

なお、存否を明らかにしないで拒否することが必要な類型の情報については、常に存否を明らかにしないで拒否することが必要であることに留意する。

- 2 開示請求に含まれる情報と不開示情報該当性とが結合することにより、当該行政文書の存否を回答できない場合がある。例えば、特定の個人の名を挙げて、その病歴情報が記録された行政文書の開示請求が行われた場合、当該行政文書に記録されている情報は不開示情報に該当するので

不開示であると回答するだけで、当該個人の病歴の存在が明らかになることになる。このような特定の者又は特定の事項を名指しした探索的請求は、法第5条各号の不開示情報の類型すべてについて生じ得る。

具体的には、次のような例は、本条の規定を適用することとする。

- ① 特定の個人の病歴に関する情報（法第5条第1号関係）
- ② 先端技術に関する特定企業の設備投資計画に関する情報（法第5条第2号関係）
- ③ 情報交換の存在を明らかにしない約束で他国等との間で交換された情報（法第5条第3号関係）
- ④ 犯罪の内偵捜査に関する情報（法第5条第4号関係）
- ⑤ 買い占めを招くなど国民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある特定の物質に関する政策決定の検討状況の情報（法第5条第5号関係）
- ⑥ 特定分野に限定しての試験問題の出題予定に関する情報（法第5条第6号関係）

第7 開示実施手数料の減額又は免除に関する審査基準

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号。以下「施行令」という。）第14条第1項に基づく開示実施手数料の減額又は免除は、以下により行う。

- 1 行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認められるかどうかについては、施行令第14条第3項の規定により申請書に添付される書面等を基に判断する。この場合において、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていること以外の事実を理由とする場合の当該事実を証明する書面については、生活保護法に基づく扶助を受けてはいないが、これに準ずる状態にあることを証明する書面を想定しており、例えば、同一の世帯に属する者のすべてについて市町村民税が非課税であることを証明する書面等が挙げられる。
- 2 開示実施手数料を減免することが適当と認めるときは、開示決定通知書に記載された開示実施手数料の額を基に算定した額が2,000円を超える場合には2,000円を減額し、2,000円以下となる場合には当該2,000円以下の額を免除することとする。

附 則

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月29日総務省訓令第13号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日総務省訓令第9号）

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月6日総務省訓令第27号）

この訓令は、平成29年7月7日から施行する。

(別添)

会議等の開催に関する会計文書等（類型）の開示・不開示の取扱い

以下の会議等の開催に関する会計文書及び職員の勤務状況に関する文書（類型）が請求された場合の開示・不開示の取扱いは、個々の文書におけるその作成目的、内容等が特殊な場合を捨象した一般的な例を想定したものである。

その運用に当たっては、開示請求に係る行政文書に記載されている個々の情報の内容、性質を踏まえ、画一的又は一律的にならないよう留意し、法第5条各号の規定等の趣旨に沿って個々に判断する必要がある。

1 会議等の開催に関する会計文書

(1) 該当する文書

各行政機関において日常的に開催されている会議等（①各行政機関の部内の会議、②他の行政機関、地方公共団体、民間団体等の職員を交えた連絡、協議、打合せ会議、③審議会等又は行政運営上の懇談会等）の開催に関する会議費、諸謝金、借料及び旅費の支出に係る書類（決裁伺い、支出負担行為即支出決定決議書、証拠書類（確認書、業者からの請求書、諸謝金支給調書、旅費請求書等））

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、情報収集、協議、交渉等のための会議等であって、会議名、開催の目的、開催の日時、場所等の情報を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

ア 一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

起案（決裁）年月日、決裁者職名、合議者職名、起案者職名、会議等名、開催目的、開催日時、開催場所、出席予定者数、経費所要見込額、支出科目、出席者数、出席者の所属機関・職名（出席者が公務員の場合）

諸謝金支給総額

債権者名、請求内容・金額、債権者への振込金額

会議等出席のための出張者の所属部局・官職・職名（出席者が公務員の場合）、用務（業務内容）、用務先、旅行命令権者印（公印）、旅費概算（精算）額、出張年月日、出発地・経路・到着地等、旅費請求（受領）年月日

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

決裁者氏名（署名又は印影）、合議者氏名（署名又は印影）、起案者氏名（署名又は印影）、出席者の所属団体・役職名（出席者が公務員以外の場合）、出席者氏名

謝金受領（予定）者の所属機関・職名・受領者名

会議等出席のための出張者の所属団体名・役職名（出席者が公務員以外の場合）、出張者氏名

（参考）以下のような場合は、開示されることとなる。

- ① 公務員の氏名については、例えば、行政機関により作成され、又は行政機関から提供された情報を基に作成され、市販されている名簿に職と氏名が掲載されている場合や幹部職員として異動時に職とその氏名が行政機関により公表されている場合は、法第5条第1号イに該当する。
- ② 出席者等が公務員以外における所属団体等名・役職名・氏名については、例えば、商業登記法に基づく登記事項である等により法人名、役員及びその氏名が公にされている場合は、同号イに該当する。
- ③ 謝金支給（予定）額（公務員の場合）については、例えば、国家公務員倫理法第9条の規定により何人も閲覧の請求ができることとされている贈与等報告書の対象となっている場合は、同号イに該当する。
- ④ 謝金受領（予定）者の所属機関・職名（公務員の場合）については、当該謝金支払の対象となる会議等への出席が職務の遂行に当たる場合は法第5条第1号ハに該当し、当該会議等への出席が職務の遂行に該当しないと解される場合は、③と同様となる。
- ⑤ 会議等が出席者の役職名（公務員以外の場合）、氏名その他の事項を公にすることを前提に開催されている場合においては、当該事項は、不開示情報に該当しない。

ウ 一般的に法第5条第1号又は第2号に該当し、不開示と考えられるもの

謝金受領（予定）者の謝金支給（予定）額（出席者が公務員以外の場合）、謝金受領者住所、諸謝金振込金融機関名、諸謝金振込口座番号

債権者（茶菓弁当、貸会議室関係事業者）印影、債権者金融機関名、債権者口座番号

会議等出席のための出張者の住所、職務の級、旅費振込金融機関名、旅費振込口座番号

2 職員の勤務状況に関する文書

(1) 該当する文書

出勤簿、旅行命令簿、休暇簿

なお、各行政機関において一般的な職務につき共通的に作成されるものを想定しており、職務の性質等が特殊なものを除く。

(2) 記載情報ごとの開示・不開示の取扱い

記載情報ごとの開示・不開示の取扱いについては、一般的に次のように整理することができる。
ただし、アに該当する場合にあっても、例えば、用務、用務先等を公にすることにより事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすこととなるなど、個別の事情により不開示情報に該当するような場合には、個別具体的に判断する必要がある。

ア 一般的に法第5条各号の不開示情報には該当せず、開示可能と考えられるもの

旅行命令簿における所属部局課、官職、旅行命令発令年月日、用務、用務先、旅行期間、概算払の年月日及び金額、精算払の年月日及び金額

イ 個別ケースにより開示と不開示について慎重な判断が必要なもの

旅行命令簿における職員の氏名、旅行命令権者印（印影）、旅行者氏名（印影）、支出官等印（印影）

（注）1－②－イの（参考）参照。

ウ 一般的に、法第5条第1号に該当すると考えられ、不開示と考えられるもの

出勤簿における氏名、日付欄に記載される出勤の表記（印影）・出張の表記・休暇・レクリエーション参加・休職・停職等の表記、年次休暇付与日数、年次休暇日数・時間（月計・累計・残）、病気休暇日数（月計）、特別休暇日数（月計）、レクリエーション（月計）、介護休暇日数（月計）、欠勤日数（月計）

旅行命令簿における職務の級、住所

休暇簿における所属、氏名、年次休暇の日数（前年からの繰越し日数・本年分の日数）、休暇期間、休暇残日数・時間、本人印（印影）、請求年月日、承認の可否、決裁印（印影）、勤務時間管理員処理（印影）